**［広報文例１］**

|  |
| --- |
| **東京都最低賃金改正のお知らせ**  東京都最低賃金（地域別最低賃金）は**令和６年１０月１日から**  **時間額１，１６３円**に改正されます。  ※ 都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者（都内の事業場に派遣中の労働者を含む）に適用されます。  ※最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等各種助成金制度を設けています。  ＜問合先＞  東京都最低賃金について  　東京労働局労働基準部賃金課（TEL 03-3512-1614（直通))  　東京働き方改革推進支援センター（TEL 0120-232-865）  　業務改善助成金について  　　　業務改善助成金コールセンター（TEL 0120-366-440）  東京働き方改革推進支援センター（TEL 0120-232-865）  　　　東京労働局雇用環境・均等部企画課（TEL 03-6893-1100（直通)) |

**［広報文例２］**

|  |
| --- |
| **東京都最低賃金改正のお知らせ**  ※　東京都最低賃金は、**令和６年１０月１日から**  **時間額１，１６３円**に改正されます。  東京都内で働く全ての労働者に適用されます。  ＜問合先＞  　東京労働局労働基準部賃金課（TEL 03-3512-1614（直通))  　東京働き方改革推進支援センター（TEL 0120-232-865） |